庁内のＩＴ事業に係るＩＴ推進課による関与　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：総務部ＩＴ推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　ＩＴ推進課の役割について　　ＩＴ推進課は、大阪府処務規程により、他課分掌のものを除き、行政の情報化の企画及び調整に関する事務を担っている。２　府庁全体におけるシステムの状況　(1)　全システム数　210件　(2)　調達件数（平成26年度）ア　新規調達又はリプレース　６件　　　 イ　改修　34件３　庁内のＩＴ事業に係るＩＴ推進課の支援、調整について　　平成25年度から26年度にかけて、規程、要綱、指針等が大幅に廃止又は改正され、情報システムの開発、ＩＴ調達等におけるＩＴ推進課の支援、調整の機能が大幅に縮小されていた。　(1)　経緯　　　ア　平成25年６月11日「情報システムの開発等に係る仕様書等の確認作業の終了について」を通知　　　　　ＩＴ推進課による仕様書及び積算書の確認作業を同月30日で終了。　　　　　仕様書及び積算書作成の相談については、調達起案時まで、以下の内容に限り相談対応。　　　　　・「ＩＴ調達における留意すべきポイント」を基にした、調達時の留意事項　　　　　・庁内ネットワークとの接続に関するＩＴ推進課への手続　　　イ　平成25年６月30日「ＩＴ事業推進指針　項目15」の運用停止　　　　　「適正な調達執行のために、一定要件を満たす（ＩＴ事業の調達）案件については、ＩＴ推進課へ協議」を廃止。　　　ウ　平成25年６月30日「ＩＴ事業の調達に係る運用方針」の廃止　　　　　調達にかかる起案、決裁文書へのＩＴ推進課の関与を廃止　　　エ　平成26年３月31日「ＩＴ事業推進指針」廃止　　　　　同指針は、「ＩＴ事業に関し、その企画・計画段階、調達段階、開発・運用段階等のライフサイクル全般を通じて適正に実施する」ことを目的とし、「ＩＴ事業の費用対効果の確保や適切な技術手法及び適正な調達方法の選択の視点から、必要な事項を定めた」ものであるが、ＩＴ推進課の以下の役割などが規定されていた。　　　　　・ＩＴ事業の基本計画書をＩＴ推進課に提出すること　　　　　・ＩＴ推進課は、基本計画書に基づき、事業の目的・技術的観点、積算等について、関係各室課と協議、事前評価し、各部局への助言・支援等にあたる技術的調整を行うこと　　　　　・部局等は、運用段階に入ったシステムの利用状況、定量的・定性的な効果を把握し、ＩＴ推進課に報告すること　　　オ　平成26年４月１日「大阪府行政情報化推進基本要綱」改正　　　　　・「全庁的な行政情報化の基本方向について、整合性を確保するため、部局等と連携を図りながら必要な調整等を行う」とする条項の廃止　　　カ　平成26年４月１日「大阪府電子計算機、情報通信ネットワーク及び情報システム管理運用規程」改正　　　　　・総務部長及びＩＴ推進課長の権限の見直しを図り、責任主体を「部局の長」に統一　　　　　・情報システム設置における総務部長への協議が不要に　　　　　・「情報システムの企画、開発」を総務部長の調整権限外に変更　　　キ 平成26年４月１日「情報システムの開発等に関する基本要綱」制定　　　　　・各所属が、システムの開発等において遵守すべき事項を規定　　　　　・ＩＴ推進課による支援等については規定なし　(2)　 現在の各部局への支援状況　　　　現在ＩＴ推進課では、情報システムの開発等に係る仕様書等を各課で検討する際に必要な事項について「ＩＴ調達における留意すべきポイント」「情報システムの導入に関するガイドライン」等を取りまとめ、研修等で周知を図っている。　　　　また、ＩＴ推進課の職員を、調達時に各部局からの相談に応じさせるため、各部局別に担当者を配置している。 | １　ＩＴ推進課への基本計画書の提出、協議や調整、事前評価の手続など、府庁全体のＩＴ事業の総合的な企画、開発を調整する具体的な仕組みを定めた「ＩＴ事業推進指針」等が廃止されている。２　各所属のＩＴ調達を支援するため、ガイドライン等を研修等で周知を図るとともに、調達時にＩＴ推進課の担当者が相談に応じているが、ＩＴ推進課による組織的関与は行われていない。　こうした状況において、ＩＴ技術が急速に発展するなか、府庁における情報システムの企画、開発やＩＴ調達が効率的、効果的に行われているか、ＩＴ推進課は十分に把握できていない。 | 　急速なＩＴ技術の発展動向を踏まえつつ、府庁全体のＩＴ事業に関する総合的な企画、調整機能を発揮する仕組みについて検討し、具体化されたい。　効率的、効果的なＩＴ調達を行うためのＩＴ推進課としての組織的支援、調整の在り方について検討し、具体化されたい。 |
| 措置の内容 |
| 府庁全体のＩＴ事業に関する総合的な企画・調整機能を発揮する仕組みについては、平成27年度に、ＩＴ事業のライフサイクルの各段階（企画・予算・調達・運用）におけるＩＴ推進課の効果的な関与の方策を検討し、平成28年度から、以下の取組を実施した。・平成28年５月９日に、新ＩＴサポートページの運用を開始した。必要な情報をわかりやすく配置することを心がけ、また、検索機能の付加により、庁内職員が利用しやすいページとした。・情報システム基礎調査を行い、必要に応じてその回答に関するヒアリングを実施し、各システムの運用状況を把握した。・予算要求前に事前相談期間（平成28年８月19日～同年９月23日）を設け、予算要求課からの相談に対応し、予算要求について積極的に支援した。・各部局が個別に運用しているサーバを統合し、運用コストの削減やセキュリティの強化など、情報システムの最適化に資する「共通プラットフォーム」について、基本設計及び施工管理を開始することとした。　効率的、効果的なＩＴ調達を行うためのＩＴ推進課としての組織的支援、調整の在り方については、予定価格が3,300万円以上の物品調達案件及び予定価格が2,000万円以上の委託役務業務（リースを含む）に係るＩＴ調達案件につき、平成28年６月入札公告分から調達仕様書や積算書の確認を再開する旨を平成28年３月25日付けで全庁に通知し、平成28年４月１日から受付を開始した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年８月19日、事務局：平成27年６月16日から同年７月30日まで）